

備考

.....

.....

.....

.....

.....

主 意 事 項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 専断禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する



宅地建物取引士証

氏名 服部 光子

住所 岡山県岡山市北区今保7-85-2
(昭和31年5月24日生)

登録番号 (岡山) 第009666号

登録年月日 平成19年6月28日

平成34年7月9日まで有効



岡山県知事 伊原本 隆木

交付年月日 平成29年4月18日

登録番号 第17999999999号